

第59回 地方分権改革有識者会議
第168回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和6年8月7日（水）10：00～11：16

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕

工藤彰三内閣府副大臣、井上裕之内閣府事務次官、原宏彰内閣府審議官、坂越健一内閣府地方分権改革推進室室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

（1）令和6年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について

1 冒頭、工藤内閣府副大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（工藤内閣府副大臣）皆様方におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

特に提案募集検討専門部会においては、関係府省や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論いただき、重ねてお礼を申し上げます。

本日は、令和6年の提案募集について、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえた今後の進め方等を御審議いただき、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまでには至っていない事項もあると承知している。地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、調整を加速してまいりたい。

皆様におかれては、なお一層御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日も活発な御議論をお願い申し上げます。

また、酷暑の中、先生方におかれては、役所の方まで足を運んでいただき御労苦に心から感謝を申し上げ、御挨拶と代えさせていただきます。

2 次に、議題（1）「令和6年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について」に関して、大橋部会長及び平沢内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(大橋部会長) 私から提案募集検討専門部会における検討状況について、御報告する。

専門部会では関係府省及び地方三団体からヒアリングを実施した。

以下、ヒアリングの概要と今後の進め方について説明する。

関係府省ヒアリングにおける議論状況であるが、一定の議論の進展があったが、現段階では対応が困難、今後検討とされた回答も見られる。

地方から寄せられた提案は全国一律の基準が過疎自治体の実情に合わず、住民サービスの空白が生じ、滞るケースの改善を問うもの、又はデジタル化の恩恵が地方自治体や住民に行き届いていない点を指摘するものなど、いずれも地方の切実な要望を反映したもので、住民サービスや自治体行政の充実に直結する重要な提案であると受け止めている。

ヒアリングにおいては、関係府省に対し、全国一律の基準の地域の実情に合った基準の見直しを進めることや、デジタル化時代に即した柔軟な検討が必要ではないか、地方自治体の実態及び意向を聴取の上、提案実現に向け、スケジュールも含めて具体的検討が必要なのではないかといったような点を指摘した。

全国知事会、全国市長会及び全国町村会から実施したヒアリングについては、資料3-1から3-3を参照いただきたい。地方三団体から提案募集方式及び個別提案に対する御意見を頂いた。具体的には重点募集テーマであるデジタル化について、人口減少社会における重要な要素であり、積極的な検討を求める旨の御意見や、計画策定等が地方にとって大きな負担となっている点を踏まえ、ナビゲーションガイド等に沿った見直しを求める御意見を頂いた。

また、提案団体の意向を踏まえた検討を求めるとともに、実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘もあり、それらを踏まえて今後検討を進めていきたい。

2つのヒアリングを実施した感想として、今年度はデジタル化を重点課題とした上で、類似の問題の解消を他の事例にまで拡張するといった横展開という2つを主眼に置いて進めていく。代表例が住基ネットワークの活用提案である。

また、デジタル化といった視点で自治体の支障を見ると、紙や電話を利用して大量の人的資源を投入するといったアナログ行政実務がいまだに多く見られ、例えば、地方税処理のため、東京都単体でも例年4万件もの事務に対し、人海戦術を余儀なくされている。住基ネットワークや戸籍システムを自治体が柔軟に利用できれば、自治体はこうした人海戦術から解放される。

こうした事例に取り組み感じていることは、情報連携の仕組みは現代行政にとって、いわば公共財といったような性格を持つのではないかという点である。情報ネットワークを所管する特定部局が自ら利用範囲を制限して、他の行政機関や窓口に来た市民に対して人海戦術を強いる正当性はないのではないか。

地方三団体とも意見交換を行ったが、地方団体の側からも、行政事務に係る申請の関係で、市民が住民票や戸籍を添付するように必要とされている場面で、当該申請事務と住民票や戸籍の事務は業務としては一体化していると市民には見えるのではないかと、住民票や戸籍に係る事務と違って差し支えないのではないかとといった御意見も寄せられている。

デジタル化を進展すべき時代にあっては、デジタル連携に係る仕組みを特定省庁の所有物のように捉える従前の理解は妥当性を持たず、公費で構築したデジタルに係る仕組みを共有し、できる限り有効活用していくというような視点が重要であると考えている。今年には住基ネットワークに関して横展開を計画しているが、同様の横展開は早晚、戸籍や土地利用関係書類についても進める必要がある。

今後は、明日8日に内閣府地方分権改革推進室から関係府省への再検討要請が予定されているが、要請に当たっては提案団体や地方六団体等からの見解と併せて、重点事項について専門部会としての考え方や論点を明確にした主な再検討の視点も関係府省に対して文書で示す。

また、関係府省からは再検討要請に対して、内閣府に第2次回答が予定されている。専門部会としても9月中旬に再度関係府省からヒアリングを行い、年末の対応方針の決定に向けて議論を詰めていく予定である。

最後に、昨年この段階では検討の方向性が合致している事項は多くなかったが、その後、最終的な取りまとめに向けて関係府省と課題を一つ一つ議論し、数多くの提案を前進させて実現に至っている。今年も同様に今後更に論点を整理して検討の方向性を見直していき、最終的には一つでも多く地方の提案が実現できるよう、専門部会として努力してまいりたい。引き続き御指導・御助言をお願い申し上げる。

(平沢参事官) 資料1、資料2によって、重点事項に係る関係府省からの1次回答及び主な再検討の視点等について説明させていただく。

まず、資料1は前回6月の会議にて決定した23の重点事項の一覧である。

続いて、資料2は、資料1で御覧いただいた重点事項について、7月22日から24日の3日間、提案募集検討専門部会の構成員の先生方による関係府省からの1次ヒアリングを行った。ここでの御指摘や聴取した情報等を踏まえて、関係府省への再検討要請に向けた再検討の視点をまとめたものである。

以降、事項ごとに説明させていただく。

重点の1番である。これは住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等を求めるもの。

関係府省からは、住基ネットの利用が新たに想定される事務について、各府省庁や自治体向けに悉皆的に調査を行った上で、具体的な検討を進めるとの回答があった。

再検討の視点としては、公用請求を必要とする行政手続等の処理期間の短縮といった政策的な効果も踏まえ、本人確認情報で足りる事務等は、住基ネットの利用を原則とす

るよう検討を求めるものである。

次に、2番目、国の各種補助制度についてJグランツを活用し、情報の一元化や検索の利便性の向上を求めるものである。

関係府省からは、Jグランツは補助金等の概要を一覧して確認でき、引き続きシステムの利便性向上に向けて取り組むとの回答があった。

再検討の視点としては、自治体のニーズを踏まえ、間接補助金や自治体向けの交付金についても掲載するように要件を見直すとともに、各自治体に適した補助制度を提案する機能を設けること等について検討を求めるものである。

次に、3番目、戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大を求めるものである。

関係府省からは、同システムは戸籍法の趣旨や戸籍情報の機微度から、戸籍事務のためだけに用いることができるものであり、戸籍事務以外及び戸籍担当部署以外での利用はできないとの回答があった。

再検討の視点としては、戸籍情報が市区町村の戸籍事務に限らず広く利用されていることから、情報管理の方策を含めて同システムの利用拡大、その他、様々な方策について柔軟な検討を求めるものである。

次に、4番目、保育施設の給付費に係る加算の整理統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等を求めるものである。

関係府省からは、自治体等の意見を聞きながら加算制度の整理統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの整備に向けた検討を行っていくとの回答があった。

再検討の視点としては、加算制度の整理統合を検討いただくとともに、施設管理プラットフォームをユーザーにとって使い勝手のよいものとする等について検討を求めるものである。

次に、5番目、犬の登録及び管理方法の見直し等を求めるものである。

関係府省からは、1つ目として、狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿のオンライン化については、厚生労働省において全国調査を実施の上、検討するとの回答があった。2つ目として、犬の登録手数料とマイクロチップ情報登録料の同時徴収については、慎重な検討が必要との回答があった。3つ目として、マイクロチップ登録情報の利用範囲の拡大については、一定の必要な範囲内で利用可能であるとの回答があった。

再検討の視点としては、1つ目として、犬の登録原簿管理とマイクロチップ情報登録システムを連携させること、2つ目として、狂犬病予防法の登録手数料をマイクロチップ情報登録時にシステム上で同時徴収とすること、3つ目として、マイクロチップ登録情報の利用範囲の拡大のため、施行規則等の改正を求めるものである。

次に、6番目、景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすることを求めるものである。

関係府省からは意見聴取の手続を経ることを前提とした上で、自治体の負担軽減に資

する意見聴取の方法を検討していくとの回答があった。

再検討の視点としては、意見聴取をするか否かを自治体の判断に委ねること、軽微な変更や都市計画に影響がないものなど、意見聴取を不要とする事項を整理することなどを求めるものである。

次に、7番目、地域防災拠点建設物整備緊急促進事業補助金の交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の策定の見直しを求めるものである。

関係府省からは、既に市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、同補助金の交付対象としているとの回答があった。

再検討の視点としては、自治体と認識の共有を図るため、その旨を新たな通知等により明確化するように求めるものである。

次に、8番目、障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直しを求めるものである。

関係府省からは、令和9年度の次回の障害福祉サービス等の報酬改定時に検討する旨と併せて共生型事業所など、児童発達支援等を提供することが可能な既存制度が示された。

再検討の視点としては、全国一律の基準では中山間地域等において必要なサービスを十分に受けられない児童がいる現状を踏まえ、共生型事業所など、支障の解決につながる代案ではなく、実効性のある解決策を年度内に示していただくよう求めるものである。

次に、9番目、児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直しを求めるものである。

関係府省からは、二重支給防止のため、所得の多寡を基準に支給しており、所得制限撤廃後もその調整は必要であることや、転出予定日をシステムで確認できるよう検討を進めるとの回答があった。

再検討の視点としては、原則として初回に認定した受給者に継続して支給し、毎年の所得審査を廃止することにより、二重支給の防止及び事務負担の軽減を図ることを求めるとともに、転出予定日の確認については既存システムの改修等を具体的に検討するように求めるものである。

次に、10番目、児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長を求めるものである。

関係府省からは、個別の自治体の意見を伺いながら、経過措置期間が2年以内に収まるかも含めて検討していくとの回答があった。

再検討の視点としては、地域によって異なる一時保護施設の実情を踏まえ、合理的な経過措置期間を設定することを求めるものである。

次に、11番目、地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和を求めるものである。

関係府省からは、今後自治体や現場の状況を調査し、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長及び連携施設の要件の在り方の検討を行うとの回答があった。

再検討の視点としては、地域の実情に応じた連携施設の要件の見直し及び特例措置の期限の延長の方針を早期に示していただくことなどを求めるものである。

次に、12番目、保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直しを求めるものである。

関係府省からは、地方自治体の実態を調査し、母子保健法に基づく乳幼児健診や専門家の意見も踏まえて検討するとの回答があった。

再検討の視点としては、早期に調査を行い、年度内の見直しに向けて検討するよう求めるものである。

次に、13番目、民生委員・児童委員の選任要件の見直しを求めるもので、昨年重点事項として御議論いただいた、フォローアップ案件である。

関係府省からは、令和5年対応方針を踏まえて、厚生労働省の民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会において論点を整理し、本年の秋頃までに一定の結論を得ることを目指すとの回答があった。

再検討の視点としては、制度改革を要する場合、令和7年12月に予定されている全国の民生委員改選時に新たな制度の適用が可能となるよう、迅速な制度改革の手續と前広な周知を求めるものである。

次に、14番目、中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直しを求めるものである。

関係府省からは、訪問介護事業は通所介護事業とはサービスが異なるため、訪問介護事業所には一定の基準や職員の資格要件などが必要であることや、一定の場合に認められる既存制度として基準該当居宅サービスが示された。

再検討の視点としては、基準該当居宅サービスの人員基準等の見直し、通所介護事業所の職員を有効活用できるような柔軟な運用や訪問介護員の資格要件の緩和について、具体的な検討を求めるものである。

次に、15番目、司書教諭の設置義務の緩和を求めるものである。

関係府省からは、司書教諭と学校司書の職務・役割を鑑みれば、司書教諭は教諭でなければ担うことができず、設置義務の緩和は難しいため、司書教諭講習の受講機会の拡大等で対応したいとの回答があった。

再検討の視点としては、提案団体等へのヒアリングを実施の上、司書教諭講習修了者を増やすための方策について、オンライン・オンデマンド形式の一層の活用を通じた講習の受講期間の多様化などの具体的な検討を求めるものである。

次に、16番目、公立大学法人による出資範囲の拡大を求めるものである。

関係府省からは、具体的なニーズ等を確認して検討するとともに、指定国立大学法人にのみ認められた出資は、公立大学法人が一定の基準を満たすか確認するとの回答があった。

再検討の視点としては、ニーズ等を柔軟に捉えること、当該一定の基準を明確に示す

こと、今後は公立大学と国立大学で同時に制度改正することを原則とすることを求めるものである。

次に、17番目、財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすることを求めるものである。

関係府省からは、年度内の政令改正に向けて検討するとともに、森林信託に関する留意事項を地方公共団体に周知するとの回答があった。

再検討の視点としては、留意事項の内容を含め、速やかな検討を求めるものである。

次に、18番目、家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすることを求めるものである。

関係府省からは、動物園の飼養動物等から家畜伝染病がまん延するおそれが高いこと等により、殺処分という財産権の制約を伴う措置を求める必要性が低いとの回答があった。

再検討の視点としては、飼養形態によってはまん延するリスクがあるため、セーフティネットとして殺処分等の防疫措置命令を可能とすることを求めるものです。

次に、19番目、最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入を求めるものである。

関係府省からは、地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分可能であり、法令に反しない限り条例を定めることもできるとの回答があった。

再検討の視点としては、独自条例の制定も含め、現行法の裁量の範囲内で取り得る方策の整理・周知、法における独自条例制定の明文化について検討を求めるものである。

20番目、大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直しを求めるものである。

関係府省からは、現行の事務処理基準において、具体的な測定局の数について各都道府県等の状況を踏まえた決定が可能との回答があった。

再検討の視点としては、現行制度で弾力的な運用がどの程度可能なのか等について具体的なエビデンスを示した上で、大気環境の改善等を踏まえた現行基準の抜本的な見直しを求めるものである。

次に、21番目、建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直しを求めるものである。

関係府省からは、現行制度において申請者による打刻等が可能であり、その内容を明確化するとの回答があった。

再検討の視点としては、打刻方法の省令改正による明確化や第三者による打刻が可能である旨の周知の検討を求めるものである。

次に、22番目、建築基準法第86条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和を求めるものである。

関係府省からは、区域の縮小における全員同意要件の緩和のニーズや地権者への影響

を把握した上で、今後の対応について検討するとの回答があった。

再検討の視点としては、中長期的な視点も含めた区域変更の公益的な意義や、地権者に及ぼす影響等を考慮した上での区域見直しの要件緩和等について検討を求めるものである。

次に、23番目、特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直しを求めるものである。

関係府省からは、全国自治体における条例の実態把握をした上で、今後の対応について検討するとの回答があった。

再検討の視点としては、条例制定のプロセス自体も大事と考えられるため、条例の実態に加え、自治体の意向や条例制定に求められるサポート等を把握し、取組の一層の進展に向けた観点からの対応を求めるものである。

以上が主な再検討の視点である。

後日、内閣府分権室の方から関係府省へ再検討要請を行う際に、提案団体等からの見解とともに関係府省に対して示させていただき、これらを踏まえた検討を要請する予定である。

(山下議員) 全体を話になるが、再検討の課題で、それぞれ論拠を示してほしい。

重点事項のデジタル関係については、情報そのものの特定省庁の利用に限られて、しかもそれをほかのところには活用させないことによって、紙とか電話とか直接のコミュニケーションに人手がかかっているということが地域で多く行われている。

経済同友会の地域共創委員会で定期的に地方を回っていると、特に役所で人を介して行われている作業が多いのは、情報のデータベースがあるのに共有化されていないことが存在しているからだと思う。

具体的にお話しさせていただきたいのは、提案の16で指定国立大学の法人のみに認められている大学発のベンチャーに直接出資というのがあるが、これは公立大学法人の一定基準を満たしているということの確認、再検討の視点でも書いていただいている基準そのものも明確にすべきではないかということにはまさにその通りであると考えている。

先月、帯広畜産大学を訪問して、学んだ地域の大学の実態を共有させていただくと、地域発、又は大学発のベンチャーの取組が活発化されており、若者が地域にとどまって活躍の場をつくっていく、又は提供されるということにつながっているにもかかわらず、こういう直接出資が指定国立大学のみにはしか認められていないのは、正に疑問視するところだと思う。是非再検討の視点でも、具体的な論拠を示していただくように強く要望していただきたい。

(三木議員) 資料3-2の全国市長会の資料を御覧いただきたい。市の実態について追加で説明させていただく。

(1)のナビゲーションガイドを進めていただくことは、市にとっては非常に有り難いことである

また、デジタル化の推進について（２）に記載があるが、デジタル化の推進が大事であり、将来的な財源の問題、それから、人口減に伴う職員の採用の問題などこれから厳しくなると思うので、デジタル化によってできるだけ職員を少なくすることが大事ではないか。

それから、住基ネットを活用することによって、様々なことに対応できる。

一つは災害対応。災害のときに避難した場合にマイナンバーカードを使って、その避難所に避難したことが分かるだけでも相当違う。現在、災害の場合には自動車避難や親戚への避難等があり、避難所に来る方が必ずしも昔のように多くない。その場合に、市は被災者の居場所を調べるのが非常に難しい。実際、それを自治会で行っていただいているが、自治会もアナログ的に行っていることから、是非住基台帳とデジタル等を活用して全国一律のシステムをつくっていただければ大変有り難い。

二つ目は、デジタル化の関係で、ランニングコストの問題。

三つ目は、現在地元の企業でデジタル化を行っているが、それが全国一律になることにより、費用が増えるのではないかということ。是非デジタル化によって費用が増えるようなことがないようにお願いしたい。

それから、職員の研修等を充実していただきたい。須坂市の場合にはデジタル化に備えて10年以上前から社会人枠採用をしてきたため、民間企業でデジタル関係の業務を行ってきた職員が応募してきて採用したが、最近はデジタルの職員を採用しようと思っても採用できない状況である。これから自治体がデジタル化をするためには、民間からのアドバイスとともに職員自身のレベルアップが大切だと思うので、研修についても力を入れていただきたい。

9ページの8番、障害児通所支援事業所の関係、それから、17ページの14番、中山間地域における通所介護事業所が長野県でも課題となっており、介護保険や障害者については、全国一律のレベルでやる必要があると思うので、工夫をしていただければ大変有り難い。

全国一律でやるのが大変重要だと思うが、そのためにはある程度の規制緩和をしなければ無理な状態だと考える。そして、それぞれの地域の実情に合わせた規制緩和をしていただきたい。大橋部会長を始め、専門部会の皆様に丁寧に調べていただいたことに感謝を申し上げます。

最後に、市町村の行政について直接内閣府の方で、それぞれの自治体の声を聞いていただくことが大変有り難く思っている。国の省庁によっては、自治体についてそれぞれの意見を聞いていただく省庁もあるが、市町村の実態を把握されていない省庁もあり、内閣府のような形で市町村の実態を把握していただくこと自体が非常に有り難いし、全体の本当の課題が解決できるので、引き続きよろしくようお願い申し上げます
(高橋座長代理) デジタル化と縮小社会における行政サービスの在り方が、今年度のヒアリングの大きなテーマだったのではないかと思います。

まず、デジタル化であるが、システムの強化や整備の声が多く、これは重要な課題だと思う。これに加えて、国がシステムを立ち上げる際に、担当の狭い視点でシステムを立ち上げると、実は現場に適合しない、自治体に適用しないシステムが出来上がってしまうということが多々あるのではないかと考えている。これは会計検査院での検査で、システムが実際は地方で使われていないということが指摘されたところからも明らかだろうと思う。

そういう点では、提案の2であるが、Jグランツはもともと事業者向けのシステムとして立ち上がったが、地域の事業者とか住民に補助金を行き渡らせるのは自治体の仕事であるので、自治体が実際に使いづらいシステムに現在なっていることが、この提案の一つの背景になっているのではないかと考えている。そういった意味で、この提案は実際の現場の声や住民の声をシステムに反映させていく作業が極めて重要だということの一つの表れではないか。

全国市長会から、将来的には土地に関する全体的なシステムを立ち上げ、使い勝手のいいシステムにしてほしいという声も頂いている。国は縦割りであるので、縦割りの発想でシステムを立ち上げると、総合行政主体である自治体の職員にとっては使い勝手が悪くなるようになっていく。そういうところに現場の声を反映させて、国民経済にプラスになるシステムにする作業は、重要になるのではないかと考えた次第である。

加えて、縮小社会における行政サービスの在り方ということを経営のヒアリングで考えさせられた。御発言いただいた重点事項の8と14は、中山間地についての御提案であるが、大都市にあっても行政サービスが行き渡らなくなっている地域は実は出てきている現状がある。そういう意味で、全体としての縮小化の中で、行政サービスのネットワークが弱っている中でも、行政のサービスは撤退できないので、発想を変えて最適のサービスを当該地域に提供していく視点から、いろいろな資源を統合して一つの機能として行政を成り立たせていく。こういう形で知恵を絞っていただく時期に来ているのではないかと考える。

(勢一部会長代理) デジタル化の提案について、更にデジタル化が進んでいるにもかかわらず、それが不十分である、あるいはその恩恵が届いていないというのが多くの提案から感じられた。特に複数の提案において、アナログな行政によるマンパワーの浪費が今なお続いている。この問題状況が大きく現場の負担になっていることを実感した。これを解消するのは喫緊の課題だと感じた。特に人口減少の中で貴重なマンパワーをどこに増やすのかという観点からデジタル化の活用は非常に重要だと思う。

また、デジタル化によるシステムがあっても、ユーザーにとって使い勝手が悪ければそれは機能しない、デジタル化の恩恵を社会で活用していくためには、その制度もシステムも修正が必要という段階になっていると思う。自治体の意見や住民の声を反映するのはもちろんであるが、各自治体の現状は既に多様化しているので、より幅広く自治体の意見を聞いた上で、不利益が及ばないような工夫や修正を加えていくような丁寧な手

当も必要であると実感した。

もう1点、三団体からのヒアリングをさせていただき、個別の提案に関する御意見とともに、ナビゲーションガイドを評価していただきつつも、それに従った対応がなお不十分であるという厳しい御指摘も頂戴した。面的改革という要請に応えていく分野であると思うので、引き続き丁寧な状況把握とフォローアップが必要であると感じた。今回の提案を実現する議論とともに、計画策定のワーキングでもそうした御指摘を受け止めて、議論を進めていきたい。

(谷口議員) 時代の要請からも、地方行政のデジタル化の重要性が提案にも表れてきたと思ひ、関連の取組に感銘を受けた次第である。

今、システム化・デジタル化というものが進んでいるのは非常に大事なことだと思う。御指摘のとおり、地方公務員数は減り、行政事務を一層効率化していかなければならない。

既にできているもの、あるものを有効活用していこうという御指摘はその通りであり、つくったものを多機能に使っていく、というのは非常によいことかと思う。

一方で、デジタル化・システム化というのは、システムを導入するときのコスト、それに慣れていくコスト、ランニングコスト、そして、システムをアップデートするコストなどが広がっていく。

今回の重点募集テーマの1の住基ネットの情報についても、いろいろなところで活用していくということは非常に重要かと思うが、例えば住民の丁寧なアップデートがないと情報が最新にならないため、データの質や最新性を確保する手間がある。

そのためには、住民の方々が個人のアイデンティティを証明しながらも、容易に情報をアップデートできるような仕組みも考えていく必要がある。住民あるいは自治体を使う際の利便性を考えながら進めていく必要があると思う。

いわゆるマイナンバーカードのようなものは、東アジア諸国は熱心に普及させているが、欧米諸国の対応は多様である。システムや情報のクオリティー、またセキュリティを維持するのが大変なので、民間に委託する場合もある。国が一括して国民の情報を管理することに抵抗感を持つ人々もおり、国によって情勢が違うということがある。

システムやデータのクオリティーの維持、またセキュリティ管理などのコストが大きくなり過ぎると、システム化を見直す場合もある。我が国としても、使えるリソースなどを考えながらどこまでやるのか。住基ネットは非常に大事だからクオリティーはしっかり守るなど、優先順位を考えながら進めるといいのかなと思う。

(後藤議員) 地方の提案を実現する方向での検討が進んでいるものも多くあり心強く感じた。

対応困難と今のところされている提案についても、今後検討して前向きな回答を得られる場合が多いと伺っているので強く期待している。

私から重点項目で気になったことが2つ、参考資料の方で気になったことが2つある

ので、4点申し上げる。

1点目は、重点項目3の戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大についてである。昔の行政情報化に関わってきた者としては、戸籍情報連携システムができたことがまずよかったと思う。この提案②に、都道府県が地方税の賦課徴収事務を行う際に利用できるようにしてほしいという要望があり、部会からの主な再検討の視点で、戸籍法の趣旨や個人情報の機微といった形式・抽象的な理由から実現困難とするのではなく、柔軟に考えてほしいという御意見が示されている。私も強く賛同するところである。

2点目は、ナビゲーションガイドに関係する重点項目6についてである。もう少し自治体の判断の幅を拡げる余地があるようなので、自治体の判断を尊重する形でご回答いただけることを強く期待している。

3点目は、参考資料について、管理番号1の国民健康保険料税率に関する提案への回答から、少し論点ずらしのようなことがなされてしまっており残念である。これは単純に短期間で回答が難しいからという面もあると思うが、提案団体は具体的な支障事例などの根拠を示して提案しておられるので、引き続き誠実に対応いただけるように進めていただきたい。

4点目は、ふるさと納税に関係することである。参考資料では管理番号25関連である。ふるさと納税については地方分権に反するような規制強化が少し目立つような状態になっているのではないかと読んでいて懸念された。具体的には返礼品に関する総務省による事前審査等の規制強化がなされているが、それに伴って審査に係る事務負担が総務省にも地方自治体にも生じて現場が疲弊していたり、審査期間が長引くことで見えない機会損失が非常に大きなものになっているというような声が上がっているところである。更に審査の公平性についても、もっと透明にしてほしいという声が地方から上がっている。

ふるさと納税の是非についてはいろいろな考え方があるとは思いますが、地方自治体の事務負担や手続負担を増やす形で制度を改悪することが決してないようにするのが望ましいので、是非負担を減らす方向で対応いただけるように進めていただければと思う。(伊藤議員) 私からは、国の方で様々な新しい政策や制度改革を行った場合に、現場のことを考えずに制度設計をしてしまった結果、自治体から提案が出てきているという例が今年度も見られた点について申し上げる。

例えば、5番の犬の登録の話である。マイクロチップで管理するというのはいいが、狂犬病の予防の手数料との関係が恐らくは見落とされていたということで、自治体も困っている部分がある。あるいは9番、10番、子ども・子育て関係の新しい政策についてであるが、それに伴って自治体で対応をいろいろ考えたいというような提案があって、国の方で、まだ考えが追いついていないような部分があるのではないかと感じている。

特に期限の延長の件であるが、一定の期間は経過措置を設けるが、その期間終了後に

は国の定める基準にキャッチアップしてほしいというのが国の立場。現場では人材も不足してなかなか対応できないということで、延長してほしいというような提案が例年上がってくるので、政策を考える際に、現場の声をきちんと吸い上げる仕組みを各府省の方でも御検討いただきたいと思った次第である。

(大橋議員) 私からは2点申し上げる。

1点目は、縮小社会における課題が明確化している案件が相当数見られるということである。障害者通所に関わる8番や、中山間地域の通所介護に加えて民生委員の選任要件に関わる話、それから、視点を広げると、司書教諭の設置義務の緩和なども人手不足との関係があり、本当に日本社会が難しい局面に入っていると思われる。

一方で、昨年、この分権の試みの10年の振り返りがあり、住民視点の重視ということがあったが、人材不足等で厳しい局面の中で、サービスの質の維持とのバランスというのが非常に難しい。このあたりの問題を考えるにあたって、住民視点ということに十分留意しつつ考える必要があると思った次第である。

2点目は、少し前から提案募集については共同提案を推奨しており、提案の重要性を測る一つのメルクマールとして、共同提案団体の数がどれくらいかというのがある。

一方で、17番の財産区の森林の施業・管理を目的として信託を可能とする案件というのは、提案団体総数自体は2団体ということで余り多くはないが、実際にヒアリングをしてみると、三団体のヒアリングの中ではかなり要望があり、形式的な提案団体だけで切り取ることができない内容もあるのかなと今回感じた次第で、今後、この案件を検討していくに当たっては、その辺を丁寧に見ていく必要があるということをして1次ヒアリングで感じた。

(村木議員) 6番の景観計画の策定変更の都市計画審議会の意見聴取を不要とするという観点について申し上げる。

迅速な手続きの重要性は絶対的にあると思うが、手続を早く進めようとする、より部門別の縦割りが進むことにもなってしまい、部分的にはそれが最適だったとしても、全体最適というのをどのように判断すればいいのかというのが気になった。意見の柔軟な対応の必要性というのは非常に理解できるが、必要性というのをどの程度でよしとするのかというところを少し丁寧に考えなければいけないのではないかと思う。

(石井構成員) 部会に参加させていただいてデジタル化関係の提案を伺っている中で、国側の認識と地方の要請がなかなかみ合わないケースがあることを改めて実感した。例えば3番の戸籍情報連携システムに関しては、できるだけ柔軟な対応を御検討いただきたいと私も強く思っているところである。関係の省庁においては、前向きに御検討いただくことを期待している。

(大橋部会長) 以前から提案募集は非常に個別的な制度改善の仕組みの色彩が強いという御指摘があった。

また、横展開という観点で見ると、三団体の方と話したが、国に直接申請すればいい

ようなもので、都道府県を経由しているという経由事務が数多くある。ただし、これを簡単に飛ばしてしまうと、都道府県が実態を把握する機会を失ってしまうので、そのデータを見るようなことを担保しながら経由を外していく提案が一群としてあり、こういうものは横展開の例ではないかと思う。

それから、サービスの質が全国的に向上していけばいいが、そもそもサービスの提供が成り立たない中山間地のようなところについては、とにかく空白を生まないという基本哲学の下に、質にかかる基準の特例緩和を求めていく提案は、これもシリーズものとして一括で捉えていく必要があるのではないか。

このほか、期限延長に関して、自治体は計画的にソフトランディングできるように管理しており、新制度移行に当たって自治体の状況に応じた配慮を求めるようなシリーズや今年新しいのは建築協定とか一団地認定とかという形で、最初に制度発足時には全員合意で、以後、全員同意でなければ変えてはいけないという仕組みがあって、実態を見ると、最初に始めるときには事業者が1人で同意したことにし、その後に分譲して、利害関係者が多くなって、20年、30年たった後では全員同意が取れなくて制度の変革がうまくいかない仕組みが見られる。このような仕組みに関して自治体の方でいろいろ声を上げていただけると、そういう問題点を顕在化できるのかなと思いました。今申し上げたようなところについて何か考えがあるような自治体があれば、是非そういう形での提案をしていただきますと、更に横展開が進むのかなという感想を持っている。

(坂越室長) 御指摘のとおりである。一つ一つの提案が類似のものも多く、提案のない部分についてもアナロジーでやるべきものは多い。特に全国一律の基準で空白地帯を生んでいるようなシリアスな話なので、今回2つ象徴的な提案を頂いているが、それ以外にも多くあると思う。これは正に住民サービスに直結する話なので、御指摘いただいたように、横展開を図れるものについては、今年は次年度以降の重点テーマに挙げるなど、力を入れてやっていく必要があると思っている。

(三木議員) 各省庁で改善したり見直したりと、もっと国民の人たちに知っていただくことが大事ではないか。各省庁も前例主義等で改革するのは大変だと思う。私も市長会の方に、改革してもらった事例について市長会で全国の市長に知ってもらうような仕組みづくりができないかというのを提案していきたい。

それから、県と市町村との関係であるが、長野県の場合、県職員が非常に親切に相談に乗ってくれる場合と、もう一つは、国に聞いてみなければ分からないという答えもある。実際に国に聞いてみると、国の方が柔軟な場合も存在するので、県と市町村と国との在り方についても、お互いにいい市民サービスをするような方向で検討していかなければいけないかなということを感じた。

(市川座長) 各構成員、議員の皆様の御意見も参考に、専門部会の皆様には省庁との調整を引き続きお願い申し上げます。

本日の会議は閉会とさせていただきます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)